

くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う
知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて

第1 趣旨

農林水産大臣から本県に配分されたくろまぐろの都道府県別漁獲可能量を有効に活用するため、令和7管理年度における知事管理区分間の融通に伴う変更に関しては、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）の規定によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第2 県内融通に伴う数量変更の手続

各管理区分の漁業者間で数量の融通の協議が調った場合については、手続の迅速化を図るため、あらかじめ海区漁業調整委員会の了承を得た上で、諮詢・答申を経ず、事後報告で対応することとする。

第3 くろまぐろ（小型魚）に係る県内融通の手続等について

1 定義

この手続に係る配分量は、次の から に掲げる漁業の地区別及び漁業の種類別の管理区分（以下「管理区分」という。）の漁獲可能量（ から にあっては期間別の漁獲可能量）とする。

銚子・九十九里地区漁船漁業等

夷隅地区漁船漁業等

安房地区漁船漁業等

定置漁業

2 融通の手続

県は必要に応じて各管理区分の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。

の要望調査において配分量の譲渡（融通のうち配分量を譲り受けことなく一方的に譲り渡すものをいう。以下同じ。）が可能である管理区分があり、漁業者間で協議が調った場合は、原則として譲受（融通のうち配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受けるものをいう。以下同じ。）要望のあった管理区分へ当初配分比率

に応じて配分を行うものとし、県はその結果を各管理区分の漁業者へ通知するものとする。

の配分の後で、譲受要望をした管理区分の漁業者は必要に応じて当該管理区分の漁業者間で融通の協議ができるものとする。

の場合において、当該管理区分の漁業者の間で配分量の融通の協議が調った場合は、県に当該協議の結果を報告するものとする。

第4 くろまぐろ（大型魚）に係る県内融通の手続等について

1 定義

この手続に係る配分量及び漁獲量は、漁船漁業等の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量並びに定置漁業の漁獲可能量及び漁獲量とする。また、消化率は漁船漁業等及び定置漁業それぞれの漁獲量を配分量で除した値とする。

2 融通の手続

県は必要に応じて各漁業の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。

の要望調査において配分量の譲渡が可能である漁業があり、漁業者間で協議が調った場合は、譲渡可能な数量を譲受要望のある漁業に配分し、県はその結果を各漁業の漁業者へ通知するものとする。

譲渡後、譲渡した漁業において漁獲量が積み上がり、同漁業における消化率が70%に達した場合には、以下の「3 譲渡の条件」のとおり譲受した漁業の配分量の未利用分から、譲受した数量を上限として配分量を返還する。

3 譲渡の条件

譲渡した漁業の消化率が70%を下回るために必要な数量又は0.5トンのいずれか大きい数量を、譲受した漁業の配分量から譲渡した漁業の配分量へ返還する。

譲受した数量を上限として、の返還は繰り返し行うことができる。

譲受した漁業において漁獲量が積み上がり、譲渡した漁業に返還するための数量が不足し、及びが行えない場合には、県留保から1.0トンを上限として当該不足分を補填する。

4 譲渡する漁業が譲渡可能な数量について

譲渡する時点の配分量から2の調査により必要となった数量を減じた数量

県方針ハ5 イの規定により県の留保から配分される数量

県方針ハ5 ウの規定により他の都道府県等との融通で増加した配分量のうち譲渡する漁業に配分される数量

【大型魚に係る譲渡と返還の配分量イメージ】

(単位:トン)

	譲渡した漁業	譲受した漁業
譲渡する時点	10.0	10.0
譲 渡	7.0 (3.0)	13.0

譲渡した漁業で消化率7割に達した場合(例:漁獲量4.9トン/漁獲枠7.0トン)

返 還	7.5 (0.5)	12.5
-----	--------------	------

は譲渡した漁業が譲渡した数量を上限として繰り返し行います。